3　特別の措置

⑴　１キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、記２⑴①にかかわらず、平成29年６月３日から平成34年３月31日までの間、下表１を適用する。

表１

車　種　区　分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

⑵　下限料金の額

記２及び３⑴に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記２及び３⑴にかかわらず、平成29年６月３日から平成34年３月31日までの間は、下表２の車種区分に応じた料金の額を適用し、平成34年４月１日以降は、下表３の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表２

車　種　区　分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表３

車　種　区　分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

㈱　現金車は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。ただし、記２及び３⑴に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表２又は上表３の料金の額を適用する。

⑶　相互利用時の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記２並びに３⑴及び⑵にかかわらず、１回の通行につき同表の相互利用区間の料金の額とする。なお、下表に掲げる区間と一般国道２号（第二神明道路）の兵庫県道高速神戸西宮線との接続部から名谷ＪＣＴまでの区間及び垂水ＪＣＴから永井谷ＪＣＴまでの区間の全部又は一部とを連続して通行する場合の料金の額については、一般国道２号（第二神明道路）の料金の額を含め、同表の相互利用区間の料金の額とする。

路　線　名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の料金の額（円）		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	伊川谷ＪＣＴから永井谷ＪＣＴまでの区間及び垂水ＪＣＴから名谷ＪＣＴまでの区間の全部又は一部	190.477	285.715	666.667

㈱　上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添４のとおりとする。

⑷　神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

記２にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線のみを通行する道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第１条第２項に規定する第二種原動機付自転車の料金の額は、47.619円を適用する。

4　基本料金及び特別の措置における割引

⑴　上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

②　割引後の額

記２及び３⑴に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、平成29年６月３日から平成34年３月31日までの間は下表１の車種区分に応じた割引後の額を適用し、平成34年４月１日以降は、下表２の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表１

車　種　区　分	割引後の額（円）
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表２

車　種　区　分	割引後の額（円）
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260